

周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務委託事業に係る方針検討業務 仕様書

1. 業務名称

周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務委託事業に係る方針検討業務

2. 業務目的

本市が管理する「周南市リサイクルプラザ」（以下「本施設」という。）の運転管理については、平成25年11月28日から現在まで、長期包括的運転管理業務委託を実施してきたが、令和7年度末にて契約期間満了を迎える状況となっていることから、今後の本施設の在り方についてその方向性を検証する必要がある。そこで本業務では、近年の類似施設の実績の調査や現行の長期包括的運転管理業務委託契約書の内容について精査し、課題や問題点を抽出して、これまで実施してきた長期包括的運転管理業務の有効性について検証するとともに、本施設の基幹的設備の状況や関係法令への対応等を踏まえ、改良工事の必要性等の有無や、中・長期的な全体スケジュール（案）を提案する。また、この検証結果をもとに本施設の今後の在り方の方針検討のための参考資料を作成する。

なお、本施設の概要は次のとおりである。

所在地 山口県周南市臨海町5番地

処理能力 80 t/日

処理方式 燃やせないごみ：24 t/日 破碎・選別

不燃性粗大ごみ：1 t/日 破碎・選別

ビン類・缶類：14 t/日 選別・圧縮成型

ペットボトル：2 t/日 選別・圧縮成型

プラスチック製容器包装類：25 t/日 選別・圧縮成型

その他プラスチック類：11 t/日 選別・圧縮成型

可燃性粗大ごみ：1 t/日 破碎・選別

ガラス陶器類：2 t/日 破碎・選別

建設年度 着工：平成20年7月、竣工：平成23年3月

3. 履行場所

周南市内

4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 現行の長期包括的運転管理業務委託の状況調査

本業務を実施するにあたり、施設の運転管理業務について民間事業者へ委託している他の自治体を抽出し、調査した結果を取りまとめること。

(2) 現行の長期包括的運転管理業務委託の契約内容の精査と課題の抽出

本市が現在実施している、現行の長期包括的運転管理業務委託の契約内容及び委託業務の範囲を示す仕様内容を精査し、課題や問題点を抽出して、長期包括的運転管理業務の有効性について検証した結果を、令和5年9月中に中間報告すること。また、現運転管理事業者が実施する精密機能検査結果の内容を精査すること。

(3) 現行の長期包括的運転管理業務委託業者へのヒアリング調査（案）の作成

現契約期間満了後に、本施設の運転管理を長期包括的業務委託にて実施又はそれ以外の方法で実施することを想定した場合に、その実施にあたり必要な事項について、本施設を現在、長期包括的運転管理委託している事業者に対し、ヒアリングするための調査票（案）を作成するとともに、新たな委託契約等に係る概算費用を導き出すための必要条件を整理すること。

(4) 基幹的設備改良工事の必要性の検証

本施設について、基幹的設備等の現況を把握した上で、これまでどおり、長期包括的運転管理業務等の範囲にて補修を実施していくのか、関係法令への対応等を踏まえ、現契約期間満了時に合わせて施設の基幹的設備工事を実施し、本施設の処理機能の大幅改善を図った上で運転管理を実施していくかについて、比較検討を行うこと。

(5) 全体スケジュール（案）の作成

本市が今後、本施設の運転管理を長期包括的業務委託にて実施又はそれ以外の方法で実施することを想定した場合に、基幹的設備改良工事の必要性の有無も踏まえて、今後の作業工程を示した中・長期的な全体スケジュール（案）を作成し、提案すること。

(6) 長期包括的運転管理業務委託等の発注方法の検討

本市が今後、本施設の運転管理を長期包括的業務委託にて実施又はそれ以外の方法で実施することを想定した場合に、基幹的設備改良工事の必要性の有無も踏まえて、その発注方法について、どの手法が適しているかを判断するための資料を作成し、提案すること。

なお、上記業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案を行うこと。

6. 成果品

- (1) 各調査分析結果報告書 10部（紙媒体）
- (2) その他の協議資料 一式
- (3) 上記（1）、（2）の電子データ 一式

なお、成果品納入までの間に、中間報告を求めることがあるので、随時対応すること。

7. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、円滑な進捗を図るため、業務に必要な能力と経験を有する専任の技術者を配置すること。
- (2) 成果品の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利は市に属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務完了後、本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格もつ

て完了とするが、納品後の成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行い、再度提出して検査を受けるものとする。

- (4) 資料及び報告書等は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、グラフや表等を必要に応じて作成し、レイアウト等にも配慮すること。
- (5) 本業務の詳細については、市の指示に従うものとし、業務の遂行上、疑義が生じた場合には、市と受託者において、その都度協議することとする。
- (6) 本業務の遂行上必要な資料等の収集は、原則的に受託者が行うものとするが、現在、本市が所有する資料のうち、業務に利用できるものについて本市はこれを貸与する。ただし、貸与を受けた資料については、そのリストを作成し本市に提出するとともに、業務完了と同時に返却するものとする。
- (7) 受託者は、契約後速やかに作業計画書を作成し、本市に提出し承認を得るものとする。なお、作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表、担当技術者、その他の事項について明記するものとする。
- (8) 本業務の実施に係る打ち合わせ及び協議事項は、その都度記録簿を作成し、本市に提出するとともに、本市及び受託者双方で確認するものとする。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

関連する法規がある場合は当該法規を遵守するとともに、中立的・客観的に委託業務を遂行すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益ために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了後若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供しなければならない。

(6) 暴力団等による不当介入への対応について

ア 受託者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び周南警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

イ 受託者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

9. 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務概要を示すもので、目的達成のために必要と考えられる事業者の提案内容を制限するものではない。